

入園前健康診断と健康管理 委員会の 手続き等について

《実施方法》

- (1) 児童家庭課から送付された児童票・健康記録表に保護者が必要事項を記入し、園に持参します。園長は受け取り時に記載事項のチェックや健康面の簡単な聞き取り、母子手帳の確認等を行います。

【日程のめやす】一次利用調整内定者：1月下旬頃 二次利用調整内定者：2月20日頃

- (2) 園で身体測定・健康確認を行い、入園前健康診断記録表に記入します。児童の様子を観察し、聞き取りを行いながら健康上の注意・留意点を確認してください。

※ 感染症に配慮し、必要に応じて土曜日に時間をずらして行うなど園ごとに方法を御検討ください。

※ 別紙「入園前確認様式」を参考にしてください。

※ 入園前面談（入園説明）については、(5)の「入園の適否」が「適」となってから行ってください。

【日程のめやす】一次利用調整内定者：1月末～2月上旬 二次利用調整内定者：2月下旬

- (3) 園から嘱託医（園医）に児童票、健康記録表、入園前健康診断記録表の内容や、健康確認の様子を報告します。嘱託医（園医）と相談し、「書類審査のみで適とする児童」と「嘱託医（園医）による対面での入園前健康診断を実施する児童」を決定します。

～嘱託医（園医）による対面での入園前健康診断が必要な基準～

- 1 現在、定期的に医療機関受診を指示されている児童
- 2 健康診断で発育発達について問題が指摘された児童
- 3 家庭での生活に健康上で不安や困難を感じる児童
- 4 主治医から園生活で何らかの指示がされている児童
- 5 保育所職員が（面談時の聞き取りや）書類上健診が必要と考える児童
- 6 以上に当てはまらないが、保護者から健康上の不安について具体的に示され、嘱託医（園医）による健診を希望する児童

《実施方法》

- (1) 児童家庭課から送付された児童票・健康記録表に保護者が必要事項を記入し、園に持参します。園長は受け取り時に記載事項のチェックや健康面の簡単な聞き取り、母子手帳の確認等を行います。

【日程のめやす】一次利用調整内定者：1月下旬頃 二次利用調整内定者：2月20日頃

- (2) 園で身体測定・健康確認を行い、入園前健康診断記録表に記入します。児童の様子を観察し、聞き取りを行いながら健康上の注意・留意点を確認してください。

※ 感染症に配慮し、必要に応じて土曜日に時間をずらして行うなど園ごとに方法を御検討ください。

※ 別紙「入園前確認様式」を参考にしてください。

※ 入園前面談（入園説明）については、(5)の「入園の適否」が「適」となってから行ってください。

【日程のめやす】一次利用調整内定者：1月末～2月上旬 二次利用調整内定者：2月下旬

- (3) 園から嘱託医（園医）に児童票、健康記録表、入園前健康診断記録表の内容や、健康確認の様子を報告します。嘱託医（園医）と相談し、「書類審査のみで適とする児童」と「嘱託医（園医）による対面での入園前健康診断を実施する児童」を決定します。

～嘱託医（園医）による対面での入園前健康診断が必要な基準～

- 1 現在、定期的に医療機関受診を指示されている児童
- 2 健康診断で発育発達について問題が指摘された児童
- 3 家庭での生活に健康上で不安や困難を感じる児童
- 4 主治医から園生活で何らかの指示がされている児童
- 5 保育所職員が（面談時の聞き取りや）書類上健診が必要と考える児童
- 6 以上に当てはまらないが、保護者から健康上の不安について具体的に示され、嘱託医（園医）による健診を希望する児童

《実施方法》

- (1) 児童家庭課から送付された児童票・健康記録表に保護者が必要事項を記入し、園に持参します。園長は受け取り時に記載事項のチェックや健康面の簡単な聞き取り、母子手帳の確認等を行います。

【日程のめやす】一次利用調整内定者：1月下旬頃 二次利用調整内定者：2月20日頃

- (2) 園で身体測定・健康確認を行い、入園前健康診断記録表に記入します。児童の様子を観察し、聞き取りを行いながら健康上の注意・留意点を確認してください。

※ 感染症に配慮し、必要に応じて土曜日に時間をずらして行うなど園ごとに方法を御検討ください。

※ 別紙「入園前確認様式」を参考にしてください。

※ 入園前面談（入園説明）については、(5)の「入園の適否」が「適」となってから行ってください。

【日程のめやす】一次利用調整内定者：1月末～2月上旬 二次利用調整内定者：2月下旬

- (3) 園から嘱託医（園医）に児童票、健康記録表、入園前健康診断記録表の内容や、健康確認の様子を報告します。嘱託医（園医）と相談し、「書類審査のみで適とする児童」と「嘱託医（園医）による対面での入園前健康診断を実施する児童」を決定します。

～嘱託医（園医）による対面での入園前健康診断が必要な基準～

- 1 現在、定期的に医療機関受診を指示されている児童
- 2 健康診断で発育発達について問題が指摘された児童
- 3 家庭での生活に健康上で不安や困難を感じる児童
- 4 主治医から園生活で何らかの指示がされている児童
- 5 保育所職員が（面談時の聞き取りや）書類上健診が必要と考える児童
- 6 以上に当てはまらないが、保護者から健康上の不安について具体的に示され、嘱託医（園医）による健診を希望する児童

(4) 園長は、内定になった全ての児童に「書類審査のみで、対面での入園前健康診断は不要」または「囑託医（園医）による対面での入園前健康診断が必要」の電話連絡をします。

(5) 書類審査のみで、対面での入園前健康診断は不要となった児童については、囑託医（園医）に確認後、入園前健康診断記録表の「入園の適否」の「適」に○をつけ、入園可とします。「入園可」となった児童については、入園説明のための面談の日程を伝え、面談を実施してください。また、入園後、可能な限り初回の定期健康診断を受けられるようにしてください。

(6) 必要な児童に対して、囑託医（園医）による対面での入園前健康診断を行います。

◇ 囑託医（園医）と相談し、実施期間内に行ってください。

【実施期間】 一次利用調整内定者：1/23(火)～2/22(木) 二次利用調整内定者：～2/29(木)

◇ 原則は園で実施しますが、診療所での実施（保育所職員の付添いが必要）や、園の定期健康診断と同時に実施など、実施方法について囑託医（園医）と相談してください。

◇ 保護者の付添いは児童1名に対して1名とします。

◇ 原則として、咽頭検査は行いません。

◇ 病気等の理由により都合のつかない児童がいた場合も原則として、期間内で受診するように配慮してください。

◇ 期間内で実施が困難な場合は、園長と囑託医（園医）とで協議して日程を調整してください。

(4) 園長は、内定になった全ての児童に「書類審査のみで、対面での入園前健康診断は不要」または「囑託医（園医）による対面での入園前健康診断が必要」の電話連絡をします。

(5) 書類審査のみで、対面での入園前健康診断は不要となった児童については、囑託医（園医）に確認後、入園前健康診断記録表の「入園の適否」の「適」に○をつけ、入園可とします。「入園可」となった児童については、入園説明のための面談の日程を伝え、面談を実施してください。また、入園後、可能な限り初回の定期健康診断を受けられるようにしてください。

(6) 必要な児童に対して、囑託医（園医）による対面での入園前健康診断を行います。

◇ 囑託医（園医）と相談し、実施期間内に行ってください。

【実施期間】 一次利用調整内定者：1/23(火)～2/22(木) 二次利用調整内定者：～2/29(木)

◇ 原則は園で実施しますが、診療所での実施（保育所職員の付添いが必要）や、園の定期健康診断と同時に実施など、実施方法について囑託医（園医）と相談してください。

◇ 保護者の付添いは児童1名に対して1名とします。

◇ 原則として、咽頭検査は行いません。

◇ 病気等の理由により都合のつかない児童がいた場合も原則として、期間内で受診するように配慮してください。

◇ 期間内で実施が困難な場合は、園長と囑託医（園医）とで協議して日程を調整してください。

入園前健康診断記録表

		児童名		
		生年月日	・ ・ 生	
健診年月日		・ ・	所見	
体格	大・中・小	O.B	身長_____cm 体重_____kg 胸囲_____cm 頭囲_____cm カウブ指数	
栄養	やせ・肥満	O.B		
成長記録	遅延	O.B		
顔色	蒼白・異常 顔色・黄疸	O.B		
顔貌		O.B		
頭部	頭型	非対称・尖頭		O.B
	頭蓋病	あり		O.B
	大泉門	閉鎖		O.B
眼	貧血・眼脂・結膜炎	O.B		
鼻	鼻汁・鼻閉・ただれ	O.B		
耳	耳垢・耳漏・滲しん	O.B		
口腔咽喉頭	歯牙/歯齦異常 アフター・地図状舌 チアノーゼ 扁桃肥大 I・II・III	O.B		
頭部	リンパ腺腫脹	O.B		
皮膚	貧血・浮腫・発しん 出血斑・チアノーゼ	O.B		
胸部	形状	鳩・扁平・細長・ロート ハリソク溝・念珠		O.B
	心	心雑音		O.B
	呼吸器	ラ音・喘鳴		O.B
腹部	緊張・鼓張・腸索 腫瘍	O.B		
脊柱	円背・側彎	O.B		
四肢	O脚・X脚・内反足 外反足 関節及び筋異常 運動障害・跛行	O.B		
開排便限	あり	O.B		
肛門外陰部	ヘルニア・陰のう水腫 停留嚢丸 肛門びらんじ裂	O.B		
その他		O.B		
入園の適否		適・否		
嘱託医印				

(4) 園長は、内定になった全ての児童に「書類審査のみで、対面での入園前健康診断は不要」または「囑託医（園医）による対面での入園前健康診断が必要」の電話連絡をします。

(5) 書類審査のみで、対面での入園前健康診断は不要となった児童については、囑託医（園医）に確認後、入園前健康診断記録表の「入園の適否」の「適」に○をつけ、入園可とします。「入園可」となった児童については、入園説明のための面談の日程を伝え、面談を実施してください。また、入園後、可能な限り初回の定期健康診断を受けられるようにしてください。

(6) 必要な児童に対して、囑託医（園医）による対面での入園前健康診断を行います。

◇ 囑託医（園医）と相談し、実施期間内に行ってください。

【実施期間】 一次利用調整内定者：1/23(火)～2/22(木) 二次利用調整内定者：～2/29(木)

◇ 原則は園で実施しますが、診療所での実施（保育所職員の付添いが必要）や、園の定期健康診断と同時に実施など、実施方法について囑託医（園医）と相談してください。

◇ 保護者の付添いは児童1名に対して1名とします。

◇ 原則として、咽頭検査は行いません。

◇ 病気等の理由により都合のつかない児童がいた場合も原則として、期間内で受診するように配慮してください。

◇ 期間内で実施が困難な場合は、園長と囑託医（園医）とで協議して日程を調整してください。

令和6年4月入所児童に係る入園前健康診断に基づく健康管理委員会の申請について

健康管理委員会は、医師、保育所等関係者、行政職員等で構成され、そのお子さんが集団生活の中で保育が可能かを審議する機関です。入所に係る審議の他、年間を通じて病児、与薬及び除去食について審議を行います。

令和6年4月入所児童に係る審議は、令和6年3月8日（金）の健康管理委員会で行います。

入園前健康診断の結果、健康管理委員会の審議が必要となった場合は、期日までに書類を御提出くださいますようお願いいたします。また、決められた期間の範囲内で嘱託医と日程調整の上、入園前健康診断を実施してください。

1 3月8日（金）に行われる審議内容について

令和6年4月入所児童に係る審議のうち、次の場合のみ審議が行われます。

【入園可否の審議】

入園前健康診断の結果、健康管理上または集団生活上、特に注意が必要と認められた場合

【与薬（抗けいれん薬・エピベン等）の審議】

主治医の指示により入園と同時に園で与薬の必要がある場合

【健康状態の報告】 嘱託医の判断により報告の必要があるもの

【川崎病報告】 報告の必要があるのは心臓疾患等を合併している場合のみです

※ 入園の可否に係らない除去食申請、及び緊急を要さない与薬申請（乳糖不耐症や薬による特定の食物の除去等）の審議は、令和6年5月の健康管理委員会を実施します。必要書類を令和6年4月22日（月）必着で運営支援・人材育成担当へ御提出ください（児童家庭課ではないことに注意）。

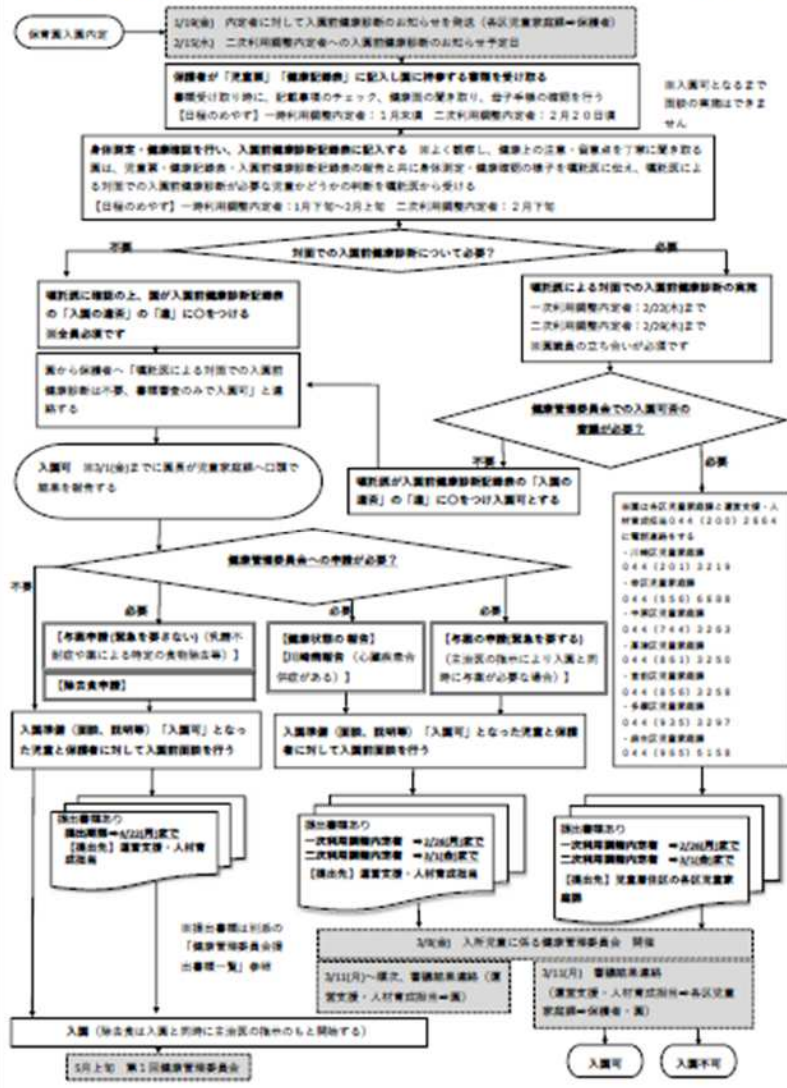
2 入園前健康診断実施期間と健康管理委員会への書類の提出期限



	一次利用調整 内定者	二次利用調整 内定者
●入園前健康診断実施期間（書類審査を含む） R6.1.23(火)～	～R6.2.22(木)	～R6.2.29(木)
●健康管理委員会申請書類提出期限 【入園可否の審議】 園⇒各児童の居住区児童家庭課に提出 【上記以外】 園⇒運営支援・人材育成担当に提出	<u>R6.2.26(月)</u>	R6.3.1(金)

- ・ 入園前健康診断の結果、健康管理委員会に入園可否の審議を申請する場合は、事前に 各区児童家庭課及び、運営支援・人材育成担当 (044-200-2664) に電話連絡をお願いいたします。
- ・ 提出期限に間に合わない可能性がある場合には、運営支援・人材育成担当に電話で御相談ください。

入園前健康診断についてのフローチャート(令和6年4月入所)

※欄外紙へ掲載





健康管理委員会に関わる 提出書類の御案内

令和5年12月発行

川崎市子ども未来局保育・子育て推進部

問い合わせ：健康管理委員会事務局（TEL.044-200-2664）

川崎市保育園発達相談のご案内

川崎市では、認可保育園、小規模保育事業 A、B、C 型保育園、家庭的保育事業保育室、幼保連携型認定こども園に通っているお子様と、その保育に関わる保育者を支援するための事業として「発達相談」を行っています。発達相談員が園に伺い、お子様への援助の手立てを、保育者と協働して考えていくことにより、よりよい統合保育を図ることを目的としています。

例えば…

- ☆お友達と上手く遊べない
- ☆全体の指示について来ることができない
- ☆療育に繋がった方がいいかな？/就学前に大丈夫かな？と気になる

このような“気になる子”の保育の支援を目指します

学校・保育園欠席者サーベイランス／学校等欠席者・感染症情報システム

川崎市では、児童の健康管理を行うため、また保育園・嘱託医・行政等で感染症情報を共有するため、「学校・保育園欠席者サーベイランス」、及び、「学校等欠席者・感染症情報システム」を利用しています。

日々様々な感染症が発生している保育園において、その発生状況を早期に探知・共有し、効果的な対策を講じることで、子ども達の健康被害の発生を最小限にすることを最大の目的として運用されていて、感染症の流行や集団発生時には、直ちに関係機関と連携し、早期に対策を図ることが可能です。

また、施設内の感染症発生状況だけではなく、地域や近隣の状況も把握し、その情報を園医、保護者、職員等に提供し活用します。